

オーストラリアの会計制度

——資産再評価を中心にして——

関 口 博 正

一 はじめに

オーストラリアの会計制度には、わが国の会計制度と比較するならば、いくつかの特徴点が存在する。それらの特徴点のなかでも特筆に値するのは資産再評価の実施である。

オーストラリアの制度会計は取得原価主義会計を基本としている（「1」AUS6, AUS45）といわれてはいるものの、多くの企業では二～三年毎に非流動資産に対する資産再評価が実施されている。

資産再評価の実施は取得原価主義会計の修正と捉えることができる一方、「資産の原価評価が企業会計の支配的なルールであるとするならば、資産を再評価して簿価

を修正するのは、あきらかに、そのルールに反した会計政策である」（「2」一三頁）という指摘からも理解されるように、他方では時価情報を会計制度に取り入れる試みだと理解することもできる。たしかに資産再評価は項目が限定されており、しかも一時点毎における評価であるために、部分的な時価情報の開示に留まるものではある。だが、それにもかかわらず資産再評価が恒常的に実施されているオーストラリアの会計実践を考えるならば、実務的に実施可能な範囲での時価情報の開示を試みた成果だとも理解されるのである。

本論ではこのような資産再評価の問題を中心に、オーストラリアにおける会計制度の特徴点を紹介することにした。その際、会計実態の分析に当たっては、東京証券

取引所外国部に上場されている全オーストラリア企業（六社）の有価証券報告書を比較し、財務情報の開示がどのように行われているかについて検討を行った。

二 会計制度の概要

オーストラリアの会計実務は基本的にはわが国と同じように取得原価主義会計が適用されているといわれており、共通点も多い。しかしながら会計法規及びその適用面において、わが国と微妙に相違する個所も決して少なくない。その一例を紹介しよう。

わが国では、一般に認められた会計原則への準拠性がかなり厳しく求められている。ところが、オーストラリアでは会計原則への準拠性は必ずしもわが国と同じように厳密に遵守されるわけではない。会計研究財団（Australian Accounting Research Foundation）等によって公表された会計基準書の多くは企業会計基準審議会（Accounting Standard Review Board）一九八四年設立）によって審議され、法的強制力が付与されている⁽¹⁾。だが、それにもかかわらず財務諸表が「真実かつ公正な概観（true and fair view）」を与えるために会計基準書に準拠しない方がより適切な開示が行われると判断される場合には、企業の実態に即した会計処理を行うことが許容される⁽²⁾。この例からもわが国とオーストラリアの会

計制度に微妙な違いが存在することは明らかであろう。

この他、財務諸表の様式、連結財務諸表、営業権、外貨換算、リース会計、税効果会計などにおいてもわが国との制度上の相違が指摘されるが、本論ではオーストラリアにおける会計制度の大きな特徴点の一つである時価情報の取扱いについて検討しよう。

三 時価情報の取扱い

オーストラリアでは時価情報を何らかの形で財務諸表に反映しようとする試みが盛んに行われている。すなわち、インフレーション会計の研究と資産再評価の実践である。

前者のインフレーション会計については、現在では実務界の強い反対があり、制度化は実現されていない。しかし、後者の資産再評価に関しては、多くの企業がかなりの頻度で実施している。

以下では時価を資産評価に反映させようとするこのような動向について紹介する。

（一）インフレーション会計の動向

オーストラリアではインフレーション会計、特に現在原価会計（Current Cost Accounting, CCA）の研究が長い間続けられてきた。そこで、現在原価会計の制度化や

取得原価基準の補足情報として現在原価情報を用いる等、いくつかの案が出されてはいるが、実務界からの反発も根強く、従って現在原価会計を制度として適用するには至っていないのが現状である。

インフレーション会計に関してはオーストラリアはほぼ英国の研究を追うような形で進展してきた。すなわち英国におけるED8等に示される一般物価変動会計の研究を受け、一九七四年一月にオーストラリア会計基準委員会 (Australian Accounting Standards Committee) は予備的公開草案 (貨幣購買力変動のための会計方法) を起草した。しかしその後、英国において一九七四年九月にインフレーション会計委員会が『インフレーション』(サンディランズ委員会報告書) において現在原価会計を新たに提唱したことを受け、現在原価会計の制度化を目指す動きが活発になり、その制度化を提唱する数次にわたる公開草案等の発表が行われた。

しかしながら、現在原価会計の制度化は結局行われていない。すなわち、一九八三年一月に発行された会計実務書 (Statement of Accounting Practice) 一号 (現在原価会計、最終改正一九八九年一月) は、現在原価基準によって作成された財務諸表を伝統的な取得原価主義に基づく財務諸表の補足情報として開示することを勧告し、現在原価会計を主要財務諸表として位置付けるこ

とを提案していたそれまでの公開草案等の態度を改めている。「3」は「CCA支持者による多くの啓蒙努力にもかかわらず、平均的な会計人はCCAを殆んど知らなかったり、伝統的慣習的なものにこだわって変革を拒もうとする気質にその原因があったのかもしれない。またイギリスで一九八二年に起ったSSAP一六号即時撤回動議のようなインフレ会計への不満の動きもオーストラリアのインフレ会計の動向に何らかの影響を与えたと考えることができる」(九六頁)と指摘している。

なお、会計実務書は会計基準書のように実務を拘束する力がなく、従って実務的には現在原価情報は補足情報としてもほとんど開示されていないのが現状である。東京証券取引所外国部に上場されている六社の有価証券報告書を調査しても、現在原価会計による財務情報を添付したものは一社も存在しなかった。

(二) 資産再評価

一九八三年一月に会計基準書一〇号 (非流動資産の再評価に係る会計処理) が公表されている。⁽³⁾ この基準書及び会計基準書三号 (非流動資産の減価償却) 等をもとに資産再評価の概要を紹介しよう。投資、有形固定資産、出版権、タイトル等の非流動資産については、同一種類の資産 (class of assets) 毎に市場価格 (market value)

を上限として再評価 (revaluation) を行うことができ。資産再評価は外部の鑑定人または取締役の鑑定を基礎とすればよいことからその実施が容易であり、多くの企業では二〜三年毎に資産再評価を実施している。再評価の価額決定は一般には、将来の使用時または売却時における見積回収可能価額を上限とし、当該資産の既消費部分を控除した後の見積再調達価額または正味実現可能価額によることが多い。

再評価差額は次のように会計処理される。

(イ) 再評価益が認識された場合には、資本剰余金 (Capital Reserves) に属する再評価積立金に繰り入れる。ただし、過去に同一種類の資産について再評価が実施され、その際に評価損が計上されている場合には、当該再評価損の額まで利益に計上する。

(ロ) 再評価損は損失に計上する。ただし、過去に同一種類の資産について再評価が実施され、評価益が認識されて再評価積立金として貸借対照表に計上されている場合には、再評価積立金に借記して、過去の再評価益と相殺する。なお、種類の異なる資産に係る再評価益と再評価損とは相殺しない。

(ハ) 再評価実施後に取得された資産については、貸借対照表に取得原価で計上される。

(ニ) 固定資産の減価償却は再評価を行った後の固定資

産価額に基づいて実施される。但し、税務計算上は、取得原価を基礎として計算された減価償却費を超える部分について、損金に算入されない。

以上の(イ)から(ニ)に示される資産再評価差額の会計処理の方法からは次のことが理解される。既述のように、資産再評価は取得原価主義を補足するもの、すなわち「オーストラリアでは歴史的な原価主義が採用されているが、非流動資産の評価に関しては自由裁量の幅 (some latitude) がある」[1] AUS 6) と理解されている。ところで、非流動資産の上記のような再評価に加え、遡及償却を実施するとともに、棚卸資産の再評価を行い、それを売上原価にも反映させるならば、現在原価会計と同様の効果が得られる。すなわち資産再評価を非流動資産に對して行うということは、取得原価主義会計を基本としながらも、時点評価という点で部分的ではあるが、時価情報を取り入れた会計システムだと理解することができる。従って、資産再評価は、現在原価会計を採用することまでは行わないものの、時価情報を制度会計の中で実施可能な限り開示しようとした成果であると理解される。ここでわが国において、かつて実施された資産再評価について検討し、オーストラリアのそれとの異同を論じよう。わが国の資産再評価は一般物価指数を基礎とする一定の倍率を取得原価に乗ずる点でオーストラリアの資

産再評価の方法と大きく異なっていたので、両者を比較することの意義は少なくないと思われるからである。

(三) わが国における資産再評価法

わが国では昭和二五年に制定された資産再評価法（昭和二五年法律一一〇号）に基づいて昭和二五、二六及び二八年の三次にわたる資産再評価が実施された。資産再評価法は第二次世界大戦後における激しいインフレーションに基づく著しい貨幣価値の下落を原因とする資本の食い潰しを防止し、企業の財務構造を矯正することを目的として、シャープ勧告書（昭和二四年九月）に基づき公布されたものである。

再評価に際しては資産の種類に依じて定められた一般物価指数を価値基準とする一定の倍率が採用され、これを取得価額に乘じることによって再評価額を算定し、時価を上限とする再評価額が決定された。

例えば有形固定資産の評価基準は、
 卸売物価指数×（取得価額－定率法による償却額）として定められた（〔4〕六〇頁）。

なお、再評価の対象は、固定資産、棚卸資産、有価証券であった（第二次再評価の際には株式が除かれ、第三次再評価の際は固定資産のみが対象にされた）。

資産再評価によって生ずる再評価差額は、評価替剰余

金としての性格を有するものと考えられ、再評価積立金の名称で、資本剰余金として貸借対照表に表示された。そして、再評価積立金は①再評価税納付のため②損失填補のため③株式以外の資産の譲渡損充当のため④資本への組み入れのため、という四種類のケースに限って取り崩しが行われた。

なお、④についても評価会社が任意に処理できたが、昭和四八年三月をもって資本準備金として積立て、またはこれに組み入れたものとみなされ、これをもって再評価積立金の名称は貸借対照表から消滅した。なお、④の方法を用いた増資新株の一部無償交付が証券投資需要喚起に役立ち、産業界の復興に際して企業の資本蓄積の土台になったといわれている。

このように、わが国において実施された再評価の方法は貨幣価値の変動を反映する物価指数によって取得原価を修正するもので、いわば修正原価主義的な資産再評価だったと理解できる。これに対して、オーストラリアの資産再評価は個別価格の変動に着目して非流動資産の評価替えを実施するため、いわば現在原価会計に近似する再評価法だといえる。従って、資産再評価の結果、評価差益を資本剰余金に計上するという、会計処理面では同様の方法を採用する両国の資産再評価は、その基本的な会計思考において大きく異なるものだと理解される。

四 資産再評価の実態分析

東京証券取引所外国部には現在オーストラリアに本社を置く企業が六社上場されている。これらの企業が公表する有価証券報告書を調査したところ、すべての企業が定期的に資産再評価を実施していることが判明した。そこで、資産再評価に係る開示の実態とその分析を行い、次に紹介しよう。

(一) 会計方針の開示例

はじめに有価証券報告書に記載された資産再評価に係る会計方針の一部を紹介しよう。

ヘナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド「取締役は、不動産を公開市場価額で評価している。前年行った再評価後に取得した資産は取得原価で評価している。」

三年を超えない期間で定期的に不動産を再評価するのがグループの方針である。再評価による増加額は、資産再評価積立金に貸記される。

不動産の売却損益は、異常損益として処理され、売却時に実現した資産再評価積立金は資本積立金に振り替えられる。」

ヘウエストパック・バンキング・コーポレーション

「建物及び土地は毎年再評価される。売却される場合は売却直前に再評価される。一九八九年九月三〇日、建物及び土地は取締役会によって見積られた時価により再評価された。当該見積りは、二〇〇万豪ドル以上のオーストラリアの建物・土地全てに対して一九八九年に行われた独立鑑定人の評価に裏付けられている。一九八八年一〇月一日からは全ての不動産の減価償却は、営業費用として損益に計上されず、再評価の過程に反映される。」

ヘルダーズ・アイエクスエル・リミテッド「評価額で計上されている有形固定資産は現況にもとづき再評価されている。一九八九年の評価は、それぞれのグループ会社の取締役会により行われており、その評価額の決定には、第三者の専門家による評価額を参考としている。これらの資産は定期的に再評価されており、二年を超えない間隔で再評価するのがグループの方針である。」

(二) 有形固定資産に関する注記例

次にパシフィック・ダンロップ・リミテッドを例にとり、有価証券報告書における有形固定資産の注記を掲載しよう(表1)。

表1 有形固定資産の注記例 [パシフィック・ダンロップ・リミテッド]

	連結グループ				親会社単独			
	1989年		1988年		1989年		1988年	
	千豪ドル	百万円	千豪ドル	百万円	千豪ドル	百万円	千豪ドル	百万円
(a) 自己所有の土地								
* 独立鑑定人による評価								
1988年12月31日	91,383				28,875			
会社の評価	804				476			
独立鑑定人による評価1971-1986年			22,975				14,167	
取得原価による評価	16,537		36,237		2,698		780	
	108,724	12,194	59,212	6,641	32,049	3,595	14,947	1,676
(b) 自己所有の建物								
* 独立鑑定人による評価								
1988年12月31日	116,660				21,773			
会社の評価	992				307			
独立鑑定人による評価1971-1986年			42,685				17,366	
取得原価による評価	52,282		96,263		695		3,765	
	169,934		138,948		22,775		21,131	
減価償却累計額	12,005		18,059		579		891	
	157,929	17,713	120,889	13,559	22,196	2,490	20,240	2,270
(c) 賃借土地建物								
* 独立鑑定人による評価								
1988年12月31日	12,381				90			
会社の評価	1,192							
独立鑑定人による評価1971-1986年			3,870					
取得原価による評価	9,963		21,663		1,720		1,561	
	23,536		25,533		1,810		1,561	
減価償却累計額	3,445		5,140		537		421	
	20,091	2,253	20,393	2,287	1,273	143	1,140	128
(d) 機械装置								
独立鑑定人による評価1965-1985年	77		1,154					
会社の評価1970-1983年	4,915		4,915		4,915		4,915	
見積評価1962年	990		1,071		990		1,071	
取得原価による評価	902,218		680,318		222,639		184,422	
	908,200		687,458		228,544		190,408	
減価償却累計額	375,464		298,458		114,815		96,131	
	532,736	59,752	389,000	43,630	113,729	12,756	94,277	10,574
(e) 賃借機械装置								
取得原価による評価	45,863		34,552		35,831		25,901	
減価償却累計額	14,072		8,777		11,735		8,589	
	31,791	3,566	25,775	2,891	24,096	2,703	17,312	1,942
(f) 建設中の建物および工場								
取得原価による評価	83,489		62,245		12,288		8,649	
	934,760	104,843	677,514	75,990	205,631	23,064	156,565	17,560

* 1988年12月31日現在の独立鑑定人による評価は、ジョーンズ・ラング・ウートン社の鑑定担当国内業務ディレクターであるマイケル・ジョン・スミス氏(オーストラリア鑑定人協会特別会員および土地経済学会特別会員)の監督の下に実施された。

表2 資産再評価積立金の増減明細 [エルダーズ・アイエクスエル・リミテッド]

	1989年度	1988年度	1987年度	1986年度	1985年度	1984年度	1983年度
期首繰越高	—	—	42,967	15,970	17,079	27,906	30,009
当期増減							
繰越利益へ振替	—	—	—	—	(1,080)	(777)	—
利益剰余金より振替	40	—	11,365	(6,199)	—	—	—
資産価格変動積立金へ振替	(720)	—	(8,294)	—	—	—	—
再評価(純額)	153,563	—	34,776	33,196	(29)	2,819	(2,103)
無償交付	—	—	(80,814)	—	—	—	—
営業権償却	—	—	—	—	—	(12,869)	—
期末残高	152,883	—	—	42,967	15,970	17,079	27,906

[有価証券報告書より合成(連結ベース, 単位:千豪ドル)]

(三) 資産再評価積立金に関する注記例

最後にエルダーズ・アイエクスエル・リミテッドの有価証券報告書における資産再評価積立金の注記をもとに、同積立金の増減明細を七年分まとめたものを表2に示そう。⁽⁴⁾表2から、同社の場合一九八八年を除く各年において資産再評価を実施していることが理解される。

そして、資産再評価の影響を調べるため、同社の自己資本比率を算定したものが表3である。⁽⁵⁾資産再評価が自己資本比率に及ぼす影響を表3から判断するならば、資産再評価を実施しなかった場合に比べ、五%から一・五%程度比率が上昇している。

資産再評価の影響を更に詳しく調べるために一九八九年度における東京証券取引所外国部に上場されているオーストラリア企業全社の自己資本比率を算定した(表4参照)。

表4から資産再評価が自己資本比率に及ぼす影響を判断するならば、資産再評価を実施しなかった場合よりも約一%程度比率が上昇しているが、中にはザ・ニューズ・コーポレーション・リミテッドのように四%近く影響するものもある。

以上のような分析によって、比率に与える影響の絶対的な意味を導くことはもとより期待できないが、少なく

表3 自己資本比率の推移 [エルダーズ・アイエクスエル・リミテッド]

	1989年度	1988年度	1987年度	1986年度	1985年度	1984年度	1983年度
資産再評価積立金の期末残高(A)	152,883	—	—	42,967	15,970	17,079	27,906
自己資本(B)	3,910,077	3,532,657	3,118,381	1,875,001	701,138	503,201	434,146
総資本(C)	9,907,629	9,198,293	9,663,735	4,795,388	2,147,218	2,438,247	1,197,786
自己資本比率 [B/C]	39.5%	38.4%	32.3%	39.1%	32.7%	20.6%	36.2%
同上 [(B-A)/(C-A)]	38.5%	38.4%	32.3%	38.5%	32.1%	20.1%	34.7%

[有価証券報告書より合成 (連結ベース, 単位: 千豪ドル)]

表4 オーストラリア企業の自己資本比率

	資産再評価積立金(A)	自己資本(B)	総資本(C)	自己資本比率 [B/C]	同左 [(B-A)/(C-A)]
エルダーズ・アイエクスエル・リミテッド	152,883	3,910,077	9,907,629	39.5%	38.5%
ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド	766,800	5,676,300	76,143,100	7.5%	6.5%
パシフィック・ダンロップ・リミテッド	93,817	1,114,995	4,114,391	27.1%	25.4%
ザ・ブローケン・ヒル・プロプライエタリー・カンパニー	0	7,159,478	19,994,522	35.8%	35.8%
ザ・ニューズ・コーポレーション・リミテッド	1,226,299	8,035,867	19,070,644	42.1%	38.2%
ウェストパック・バンキング・コーポレーション	1,374,100	6,354,700	108,618,500	5.9%	4.6%

[1989年度の有価証券報告書より合成 (連結ベース, 単位: 千豪ドル)]

とも、このような分析から、資産再評価が財務諸表に影響を及ぼすという事実関係は認めることができるだろう。そして、かかる影響を十分に理解した上でオーストラリア企業の財務情報を利用することが期待されるのである。

五 おわりに

本論ではわが国の会計制度との比較においてオーストラリアの会計制度を理解するために、資産再評価を中心とする検討を行った。

資産再評価はオーストラリアの会計制度の中でも特徴的なものの一つで、わが国の財務情報利用者が留意すべき問題点が内包されている。従ってこのようなオーストラリアの会計制度の特徴点を十分に理解することが、わが国の投資家等の利害関係者がオーストラリア企業の業績についての確な判断を下すために不可欠である。

(せきぐち・ひろまさ/経営学部専任講師)

(注)

(1) 企業会計基準審議会は会計研究財団等によって公表された会計基準書 (Statement of Accounting Standards, AASs) を承認するとともに、同名のタイトルで法的拘束力を有する公認会計基準 (Approved Accounting Standards, ASRB) を公表する。そのため、オーストラリアでは現在二種類の会計原則が存在している。将来的には会計基準は公認会計基準への一本化が期待される。

(2) 監査実施基準書 (Statement of Auditing Practice)

第三号 (財務諸表に対する監査報告書) 第一七節参照。
 例えば、ザ・ニューズ・コーポレーション・リミテッドの監査報告書 (一九八九年八月二四日付) には無限定適正意見の後に次の記載がみられる。「一九八八年六月三〇日に終了した事業年度の財務書類は、非流動資産の区分の解釈が一般に認められた会計基準 ASRB 一〇一〇及びオーストラリア会計基準 AAS 一〇 (非流動資産の会計処理) に関する解釈指針に示されている解釈と異なる点を除いて、一般に認められた会計基準及びオーストラリア会計基準に準拠している。私どもの意見では、もし、財務書類の作成に際し、非流動資産の区分の定義が一つの事業体としてのグループではなく、グループの個々の企業ごとに作成されたとしたならば、連結財務書類は当該事業年度のグループの財政状態及び経営成績を真実かつ公正に表示しなかったであろう。……上記のよ

うな異なった解釈の適用による連結財務書類への影響は、異なった解釈を適用しなかったとしたら特別損失が一〇八、六〇〇、〇〇〇オーストラリアドル増加し、資産再評価準備金も同額増加していたであろうということである。」

(3) 一九八七年五月二九日には公認会計基準一〇一〇号 (非流動資産の再評価に係る会計処理) が公表されている。

(4) 以下の分析では全て連結財務諸表を用いている。オーストラリアにおいては、持株会社 (holding company) は個別財務諸表に加え、グループの財務諸表 (group accounts) を作成することが義務付けられており、有価証券報告書にはその両方が記載されている。グループの財務諸表は連結決算だけではなく、簡便なものとして単純にグループの個別財務諸表をまとめたものも認められている。

(5) 資産再評価差額の累計額は多くの場合、資産再評価積立金とは一致しない。これは無償交付等の、資産再評価積立金から他項目への振替要因が存在するからである。しかし、本論では資産再評価を実施しなかったとした場合の自己資本比率を、総資産及び自己資本から資産再評価積立金の期末残高をそれぞれ控除した比率で近似させている。なお、オーストラリアでは少数株主持分を自己資本に含めて表示しているため、分子には少数株主持分が含まれている。

〔参考文献〕

- [1] Larry L. Orsin, John P. McAllister, & Rajeeve N. Parikh, *World Accounting*, Matthew Bender, 1987.
- [2] 斎藤静樹著『資産再評価の研究』東京大学出版会、一九八四年
- [3] 森川八州男編著『比較会計制度論』同文館、一九八五年
- [4] 吉田信邦著『資産再評価詳解』大蔵財務協会、一九五〇年